

神 校 審 第 2 号

平 成 28 年 2 月 12 日

神戸市教育委員会

教育長 雪村 新之助 様

神戸市校区調整審議会

会長 小石 寛政



平成28年度義務教育学校・既設校に関する校区の調整について（答 申）

中央区の義務教育学校及び東灘区の小学校の校区の調整について慎重に審議した結果、原案のとおり異議ない旨、答申します。

答申内容は、下記のとおりです。

1 中央区の義務教育学校設置に伴う校区の変更

(1) 校区変更となる関係学校

港島小学校・港島中学校

(2) 変更内容

(仮称)義務教育学校港島学園の設置により、港島1～9丁目、港島中町1～8丁目、港島南町1～7丁目、神戸空港を同校の校区とする。

(3) 実施時期

平成28年4月1日

(4) 実施方法

全学年実施

2 東灘区の既設校における小学校区の変更

(1) 校区変更となる学校

向洋小学校・六甲アイランド小学校

(2) 変更内容

東灘区向洋町中9丁目を六甲アイランド小学校区とする。

(3) 実施時期

平成28年4月1日

(4) 実施方法

全学年実施